令和８年秋季火災予防運動実施細目

1　消防本部・消防署で実施する事項

(1)　火災広報

ア　町広報紙「広報ゆがわら」及び「広報真鶴」11 月号への記事掲載

本運動の趣旨を広報紙へ掲載し、火災予防思想及び住宅防火対策の普及推進を図る。

イ　報道機関への広報協力依頼

地元新聞社に本運動の周知について協力を依頼し、火災予防思想の普及推進を図る。

ウ　エフエム熱海湯河原への番組内火災予防広報依頼

ラジオ放送を用いた少年少女消防クラブ員による火災予防広報を依頼する。

エ　防火看板、防火ポスターの掲出及び配布

(ｱ)　本運動期間中、「火災予防運動実施中」の防火看板及びのぼり等を消防庁舎に掲出する。

(ｲ)　防火ポスターを消防庁舎に掲出するとともに、公共施設、主要事業所等に掲出依頼する。

オ　防災行政無線による防火広報

期間中、防災無線により本運動の趣旨について周知を図るとともに、空気乾燥時及び強風時は必要に応じて、屋外での火の使用制限について広報する。なお、防災行政無線の放送内容を TVK データ放送へ掲載する。

カ　少年少女消防クラブへの「火災予防運動実施中」バッジ着用依頼

少年少女消防クラブ員に対し、登下校中「火災予防運動実施中」バッジの着用を依頼する。

キ　火災予防広報用マグネットシートの貼付

「火災予防運動実施中」のマグネットシートを消防車両に貼付し、本運動の啓蒙を図る。

ク　湯河原駅前大型 LED 表示装置による防火広報

観光課及び駅前観光案内所へ、一福堂ビル設置湯河原駅前大型 LED 表示装置に火災予防運動実施中の表示を依頼する。

ケ　コミュニティバスへの「火災予防運動実施中」ポスター掲出

地域政策課及び箱根登山バスへ、コミュニティバスへの「火災予防運動実施中」ポスター掲出を依頼する。

コ　町公式ホームページでの火災予防運動ページ掲載

町公式ホームページ上にて火災予防運動ページを作成し掲載する。

サ　メールマガジン及びSNSでの火災予防運動等配信

メールマガジン及びインスタグラムにて火災予防運動、各種火災に係る注意喚起等を配信する。

(2)　関係機関、事業所等への協力依頼

事業所等の実情に即した訓練、教育等について周知する。

(3)　住宅・地震・林野火災予防対策の推進

メールマガジン、町公式ホームページ及びインスタグラムにて各種火災予防広報を実施する。

(4)　防火対象物への立入検査実施

管内防火対象物に対し、消防法第４条に基づく立入検査を実施する。

２　消防団が実施する事項

消防総務課にて別途計画する。

３　湯河原町女性防火クラブが実施する事項

消防総務課にて別途計画する。